

南海トラフ地震防災対策計画を作成して、津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

三浦郡葉山町

堀内（県道２０７号森戸海岸線以西の区域、県道２０７号森戸海岸線以東 かつ町道３６０号線以北かつ町道３５０号線以西の区域及び町道３５０号 線以東かつ町道３６０号線以北かつ町道３４７号線又は町道３５９号線以 西かつもとまちユニオン葉山店以南の区域に限る。）、一色（県道２０７ 号森戸海岸線以西の区域に限る。）、下山口（一般国道１３４号以西の区 域及び一般国道１３４号以東かつ上原橋以南の下山川沿い（町道６６２号 線上及び町道６６３号線 上の区域に限る。）の区域に限る。）